

装具(レディメイド)の本体価格にかかる取扱いについて

1. 装具(レディメイド)にかかる本体価格について

令和 6 年度告示改正で、「装具(レディメイド)」が新設されましたが、その本体価格については、各補装具メーカーから厚生労働省あてに、承認希望書を提出することとします。

本体価格については、原価計算方式を採用し、製造原価、一般管理販売費等、営業経費及び流通経費に基づいて算出することとしています。

また、上記のうち、一般管理販売費等、営業経費、流通経費の算出に当たっては、「特定保険医療材料」及び「薬価」の係数を使用することとしており、この係数は、例年 5 月から 6 月にかけて公表されます。

このため、令和 6 年度におきましては、原則、この係数が公表され次第、令和 6 年 6 月頃、厚生労働省から、各補装具メーカーからの承認希望の受付を開始する旨、厚生労働省ホームページでお知らせします。

その後、厚生労働省において、承認希望があった装具(レディメイド)を審査した後、ホームページ上、装具(レディメイド)の本体価格等を掲載したリストを公表することとします。

2. 令和 6 年 4 月から 6 月までの期間における取扱いについて

本期間におきましても、補装具メーカーから装具(レディメイド)の本体価格に関する承認希望があった場合には、厚生労働省において、承認希望を受け付けることとしています。

また、各市町村で装具(レディメイド)の支給申請があった場合で、補装具メーカーから厚生労働省への承認希望がない場合には、厚生労働省から、補装具メーカーに個別にお知らせすることとしています。

つきましては、各更生相談所において、市町村から各装具(レディメイド)の支給申請の相談があった場合、厚生労働省あてに連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

厚生労働省において、補装具メーカーからの承認希望にかかる審査を行った後、個別に更生相談所あてに、当該装具(レディメイド)の本体価格等について連絡するとともに、ホームページにおいて公表することとします。

なお、本期間において本体価格の算出に使用する係数は、以下のとおりです。

- ・ 一般管理販売費等:21.2%
- ・ 営業利益:16.6%
- ・ 流通経費:10.2%

(注)本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%が上限となります。

また、装具(レディメイド)の本体価格に関する承認のフロー(案)及び承認希望書の記載要領(案)は、(別添1)及び(別添2)のとおりとなります。

以下の参考資料につきましても、あわせて参照ください。

- ・ 参考資料 1:R6 改正告示(抜粋)
- ・ 参考資料 2:第 62 回補装具評価検討会資料(抜粋)